資料５
（渡辺委員提出資料）

こども家庭庁　第７回
こどものケアニーズに応じた支援の在り方に関する専門委員会　意見書

令和８年９月７日
全国子どもアドボカシー協議会　専務理事
渡辺　睦美

・トラウマインフォームド視点、子どもの状況・視点に立ったデータ収集について
・手厚いケアを実現できる場とするために
建物環境について
人材の確保・養成および定着について
児童自立支援施設を離れた後の生活について

・トラウマインフォームド視点、子どもの状況・視点に立ったデータ収集について

13 ページの「児童心理治療施設・児童自立支援施設の現状①」において、入所理由の大半が「児童の問題による監護困難」と整理されている点について、当事者として強い懸念を抱いています。子どもによる加害行為や行動上の問題を背景として、施設への入所に至る場合があることは理解しています。一方で、その行為に至るまでに、子どもがどのような環境に置かれ、どのような経験や困難を抱えていたのかが、本資料からは十分に読み取れません。

経験則に基づく指摘となることを心苦しく思いますが、例えば、窃盗という行為の背景には、家庭で十分な食事が保障されていないことや、子ども自身が一人で生き抜かざるを得ない状況に置かれていることなどが考えられます。すべての経緯や背景をデータとして把握し、記載することが困難であることは承知しています。しかし、本資料からは、子どもの行動に至った経緯や生活状況、被害体験等について、トラウマインフォームドの視点に基づく情報収集・整理がなされたのかを確認することができず、この点を大変危惧しています。

もちろん、子どもによる加害行為や違法行為を容認する趣旨ではありません。しかし、その行為のみを切り取り、「児童の問題」として整理することには慎重である必要があります。現時点の情報の粒度では、子ども本人の意見や認識を十分かつ丁寧に聴取し、それらを反映した資料であるかを判断することが困難です。

そのため、このデータのみを根拠として児童自立支援施設等のあり方を検討することには限界があると考えます。子どもの行動だけでなく、その行動に至った経緯や背景、置かれていた生活環境、子ども本人の意見や認識についても追加的な情報収集・分析を行った上で、検討を進めていただきたいと考えます。

・手厚いケアを実現できる場とするために

さまざまな傷つきや困難を抱えてきた子どもたちがいる一方で、現在の養育・ケアの場が、個別的かつ手厚いケアを十分に保障できる構造となっているのか、強い懸念を抱いています。以下、建物環境と人材養成・育成の観点から意見を述べます。

※以下は、見学させていただいた特定の施設を批判する趣旨ではありません。施設見学を通して得た気づきをもとに、児童自立支援施設をめぐる制度や構造全体について意見を述べるものです。

《建物環境について》

すべての施設が同様の環境にあるとは限らないため、一律に意見としてお伝えすることができませんが、個別的かつ手厚いケアを必要とする子どもたちが、集団性の高い環境で生活し、ケアを受けざるを得ない状況があるのではないかと考えています。

例えば、見学した施設では、八畳ほどの居室で、思春期の子ども四名が就寝する環境がありました。このような環境において、就寝時を含め、子どものプライバシーやパーソナルスペースが十分に確保・保障されていると言えるのか、という疑問を感じています。

特に、児童自立支援施設の入所理由において多くある性的虐待をはじめとする深刻な被害体験のある子どもにとって、他者と寝室を共有し、パーソナルスペースが保障されない環境で夜を過ごすことは、強い緊張や恐怖を伴い、フラッシュバック等のトラウマ反応を引き起こす可能性があります。本来、安心して休息し、自分を見つめ直す時間を集中的に取る構造的な環境が必要であるにも関わらず、子どもが耐え続けなければならないとすれば、それは非常に深刻な問題なのではないかと感じているところです。

一定期間にわたり外部との関係が制限されるなかで、個別的かつ集中的なケアを必要とする子どもにとって、こうした居住環境は大きな負担となり得ます。委員の一人として、国においても、子どもの権利保障と個別的なケアの観点から、児童自立支援施設のあり方を抜本的にかつ早急に見直す必要があるのではないかと考えています。

また、施設の空間設計についても、トラウマインフォームドの視点を十分に反映する必要があります。子どもが安心して過ごせる個室やパーソナルスペースの確保を前提として、建て替えや改修を含む施設整備のあり方について、集中的に検討していただきたいとお伝えできればと思います。

《人材の確保・養成および定着について》

子どもに適切かつ個別的なケアを提供するための人材が、深刻に不足しているのではないかと考えています。

住み込みによる夫婦小舎制は、子どもとの継続的な関係を築き、傷ついた関係性を立て直していく上

で、大きな役割を果たしていると認識しています。一方で、現場を拝見する限り、職員の休日を確保するための勤務調整も極めて厳しく、限られた人員によってかろうじて運営が維持されている状況にあるように見受けられました。こうした体制を職員個人や夫婦の献身や思いに依存し続けることには、限界があると考えます。

養育補助者や代替職員を十分に配置できるよう、配置基準や財政措置を拡充するとともに、職員の処遇改善、休暇の確保、研修・スーパービジョン体制の整備など、人材の確保と定着に向けた支援を早急に進める必要があります。子どもへの手厚いケアを保障するためにも、それを担う職員が安心して働き続けられる環境を整えることは、喫緊の課題であると考えます。

《児童自立支援施設を離れた後の生活について》

児童自立支援施設を退所した後の生活は、家庭復帰、復学・進学・就職、児童養護施設や里親家庭、ファミリーホーム、自立援助ホーム等への移行など、子どもの状況に応じて多様であると認識しています。

児童自立支援施設における「枠のある生活」から、生活上のルールや支援の密度、子ども自身に委ねられる判断の範囲が異なる環境へ移ることは、単なる居所の変更にとどまらず、生活全体に関わる大きな変化です。特に、これまでに虐待や分離等を経験してきた子どもにとって、生活環境や関わる大人が急激に変わることは、強い不安や戸惑いをもたらす可能性があります。

また、自己決定する力や、自分の考えや気持ちを表現する力は、環境が変わった途端に求められるものではありません。安心できる関係のなかで、自ら選び、試し、時には失敗しながら、必要なときには周囲の大人に相談するという経験を積み重ねることによって育まれるものだと考えます。

そのため、退所や措置変更に当たっては、子ども本人の意見や希望を丁寧に聴き、移行先や今後の生活について十分な説明を行った上で、移行支援計画を子どもとともに作成する必要があります。移行先の事前見学や体験宿泊、外出・通学の練習などを重ね、子どもの状態やペースに応じて、段階的に生活環境を移行できる仕組みを整えることが重要であると考えております。不勉強で大変恐縮ですが、こちらはどのような形で移行支援、並びに退所に関してどのような形で子ども参画が設計されているのか？をお伺いできればと思います。

同時に、児童自立支援施設で築いてきた職員との関係が、退所と同時に途切れないことも重要であると考えています。移行前後の一定期間、児童自立支援施設の職員と移行先の養育者・支援者が重なって関わり、子どもにとって「環境が変わっても、変わらず頼ることのできる人がいる」と感じられる支援体制がある、またその関係性を子ども自身が選ぶことができると良いのではないかと考えます。

さらに、移行後に戸惑いや不調が生じた場合、それを子どもの問題や失敗として捉えるのではなく、支援や生活環境の調整が必要であることを示すサインとして受け止める必要があります。退所後も

相談できる担当者や窓口を明確にするとともに、定期的な連絡、訪問、通所、必要に応じた短期宿泊など、子どもが安心して助けを求め、何度でも立て直すことのできる仕組みを保障することが重要です。

国においても、退所時に支援を「引き継ぐ」ことだけでなく、支援関係を切らずに「つなぎ続ける」という観点から、リービングケアおよびアフターケアのあり方を改めて検討していただきたいと考えます。子どもに環境への適応を求めるだけではなく、子どもの状態や歩みに合わせて環境と支援の側が変化できる、切れ目のない移行支援体制を整える必要があると考えます。